医 業 経 営 情 報

NO. 49

今回のテーマ:病医院が支払う報酬に対する源泉所得税

病医院を経営していると、職員に対する給料以外に、税理士に対する報酬、ホームページ作成・管理に対する報酬、矯正歯科等の専門医に対する報酬、音楽家や書華道の先生に対する報酬などを支払う必要が生じてきます。

これらの報酬を支払うとき病医院は基本的に源泉所得税を徴収する義務(以下、源泉 徴収義務と書きます)がありますが、支払いを受ける人の中には源泉所得税を引かない で欲しいと頼む人が少なからずいるようです。また、病医院の方が源泉徴収義務がある 事を知らずに源泉所得税を引かずに報酬を支払っている事もあります。

しかし、源泉徴収義務は病医院にあるため、ちゃんと源泉所得税を徴収をしていないと、税務調査の際に指摘され、追徴金を支払うはめになります。

そのような事にならないよう、今回は病医院が支払う報酬に対する源泉所得税について解説していきます。

■病医院が支払う報酬の区分

一般的に報酬とは「他人のために何か(仕事)をしたことに対して受けるお礼(お金)」 の事を指します。(三章堂「新明解国語辞典」より)

したがって、病医院が支払う報酬は下記のように区分できます。

区分	報酬の内容	源泉所得税
給与所得	・給料	源泉徴収税額 平成18年1月以降分
	・嘱託医報酬	表という右冊 源泉徴収税額表
	・非常勤医報酬	子に基づき源
	・休日・夜間診療の委嘱料	泉徴収する必 「中央に後も日本名
	など	要あり Withten Jett (Park Chiefe Control of California Chiefe Control of California Chiefe Control of California Chiefe Ch
		◇ 約2.5 等を2面を取り出産。(3 減差) (1 ± 5) ◇ お手身門の連接型放出機能 (1 日本財) (3 × −) ◇ 町ではよる 支援機能は最初を連ねるが及。(1 × −) (3 × −) ② 運搬を取ったかり返還の構造が認めた。(1 × −) (1 × −) ※ 運搬を取れてまる機能を指摘を対象が表する。 (3 × −) ※ 電子計算機等を進化して表現なまる機能を対象が表現を対象する。 (2 × −) プルを生めるが存在を含まった。 (2 × −)
		ETAX Before Ann youth ment and downstant in the control of the co
		Edita a nosevativa

区分	報酬の内容	源泉所得税
雑所得	・税理士・弁護士・社会保険労務	・支払先が法人の場合
または	士に対する報酬	源泉徴収する必要なし
事業所得	経営コンサルタント報酬	・支払先が個人の場合
(※)	・講師料・謝礼	源泉徴収する必要あり
	・原稿料	後述する「雑所得等に対する源泉所得
	・指導料・教授料	税の徴収」にて詳細説明

(※) 病医院は支払った報酬が雑所得なのか事業所得(以下、雑所得等と書きます) なのかは関係ありません。

しかし、病医院は支払った報酬が給与所得に該当するか雑所得等に該当するかにより源泉所得税を徴収する方法が異なりますので、所得区分を判断する必要があります。

ちなみに雑所得と事業所得の違いは、継続的に活動しているかどうかによります。例えば原稿料の場合、著述家や作家であれば事業所得になり、そうでない人は雑所得になります。

■雑所得等に対する源泉所得税の徴収

病医院が支払った報酬が、雑所得等に該当し、かつ、支払先が個人である場合、源泉 徴収義務がありますが、全ての報酬に対して源泉所得税を徴収する訳ではありません。 病医院が支払う可能性がある源泉所得税を徴収する必要がある報酬は下記のとおりで す。

源泉所得税を徴収する必要がある報酬 (病医院が支払う可能性があるもののみ)

- 原稿料
- デザインの報酬
- 講演料
- 翻訳料
- ・雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬
- ・技芸、スポーツその他これらに類するものの教授料又は指導料
- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、 弁理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士に支払う報酬
- ・企業診断員、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人に支払う報酬
- ・技術士の行う業務と同一の業務を行う者に支払う報酬

技術士の行う業務と同一の業務を行う者とは、技術士法第2条に規定する技術士又は技術士 補の資格を持たないで、専門的分野に関する指導の業務(他の法律において業務制限が規定 されている医師や薬剤師等の業務を除く。)を行う者を指します。

- ・モデルや外交員に支払う報酬
- ・演劇、音楽、音曲、舞踊、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、腹話術、歌唱、奇術、曲芸、物まね、演劇の製作、振付け、撮影、演奏に対する報酬又はこれらの企画等に対する報酬

上記の報酬に該当する場合、下記の源泉所得税を徴収する必要があります。

支払う報酬の額	源泉所得税の額
1回に支払う金額が100万円以下の場合	報酬額×10%
1回に支払う金額が100万円を超える場合	(報酬額-100万円)×20%+10万円

報酬に消費税が含まれている場合は、原則として、消費税の額を含めた金額で100万円を超えるかどうかの判定及び源泉所得税の計算をしますが、、請求書等において、報酬と消費税の額が明確に区分されている場合には、消費税抜きの金額で計算して差し支えありません。

■よくある事例の紹介

●ホームページ作成に対する報酬の支払い

ホームページ作成と一口に言っても内容はサイト構築料、デザイン料などに分かれます。しかし、業者からの請求書がホームページ作成料とのみ書かれている場合には主にサイト構築料を指すと考えられますので、源泉所得税を徴収する必要はありません。

参考条文 所得税基本通達204-8

ネオンサイン、広告塔、ショーウインドー、陳列棚、商品展示会場又は庭園等のデザインと その施工とを併せて請け負った者にその対価を一括して支払うような場合には、その対価の 総額をデザインの報酬又は料金と施工の対価とに区分し、デザインの報酬又は料金について 源泉徴収を行うべきであるが、そのデザインの報酬又は料金の部分が極めて少額であると認 められるときは、源泉徴収をしなくて差し支えない。

ただし、請求書がサイト構築料とデザイン料に分かれているなど、明らかにデザイン料とわかる部分は源泉所得税を徴収する必要があります。

●ホームページ管理費に対する報酬の支払い

ホームページ管理費は、契約内容によって給与所得か雑所得等に分かれます。 給与所得になるものは、雇用又はこれに類する原因に基づいて非独立的に提供される労務の対価であり、病医院の指揮・命令下にあるものです。

これに対し雑所得等になるものは、自己の計算と危険において独立して営んでいるものです。

給与所得に該当するならば源泉徴収税額表に基づき源泉所得税を徴収する必要が

ありますが、雑所得等に該当する場合は前述した「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」のどれにも当てはまらないため、源泉所得税を徴収する必要はありません。

ただし、契約の中に「企業経営の改善及び向上のための指導」が含まれている場合は、「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」にある企業診断員に該当しますので、源泉徴収義務があります。したがって、契約の委託業務にコンサルタント的なものが含まれている時は源泉所得税を徴収してください。

●医師に対する報酬の支払い

医師に対する報酬の支払いについては下記のようなケースが考えられます。

- ケース① 代診医に対して報酬を支払う場合
- ケース② 矯正歯科などの専門分野について、専門医に来てもらい、その対価と して診療報酬の一部を報酬の支払う場合
- ケース③ 技術指導に対する謝礼として報酬を支払う場合

ケース①は病医院の常勤医の変わりに診療を行うのであり、明らかに病医院の指揮・命令下にあり、給与所得に該当します。ですから源泉徴収税額表に基づき源泉 徴収する必要があります。

一日だけ(または短期間)の代診だから源泉所得税を引かないで欲しいと頼む先生がいるようですが、前述したとおり給与所得に該当するため病医院は源泉徴収義務があります。必ず源泉所得税を徴収してください。

ケース②は特に歯科医院に多いケースです。矯正専門医やインプラント専門医の中には複数の歯科医院で矯正やインプラントの診療をしている先生がおり、中には源泉所得税を引かないで欲しいと頼んでくる先生がいます。

ケース②が代診医と違うところは、代診をする先生が専門医であるという点です。 もし、代診してもらっている歯科医院の先生が矯正やインプラントを行う技術が無い場合、病医院の指揮・命令下にあるとは言えません。

また、派遣医とも違います。派遣医が受ける報酬は所得税基本通達に給与所得と明確に書かれていますが、派遣とは「派遣元事業主(派遣会社)が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令にしたがって、派遣先のために労働に従事させること」をいいます。

参考条文 所得税基本通達28-9の3

大学病院の医局等若しくは教授等又は医療機関のあっせんにより派遣された医師又は歯科医師が、派遣先の医療機関において診療等を行うことにより当該派遣先の医療機関から支給を受ける報酬等は、給与等に該当する。

つまり、給与所得に該当するかどうかの判断は、病医院の指揮・命令下にあるか どうかによりますので、来てもらっている病医院の先生が矯正やインプラントの医 療技術をもっており治療について指導・命令できる場合には、給与所得として源泉 徴収税額表に基づき源泉徴収してください。

そうでない場合、純粋に診療するだけなら、「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」のどれにも当てはまらないため、源泉所得税を徴収する必要はありません。

しかし、技術指導が含まれている場合は、「技芸、スポーツその他これらに類するものの教授料又は指導料」に該当するため、源泉所得税を徴収する必要があります。

ケース③は上記のとおり、「技芸、スポーツその他これらに類するものの教授料又は指導料」に該当し、源泉所得税を徴収する必要があります。

●三味線、茶華道、生け花、民謡等に係る謝金

病医院では患者や介護施設利用者のレクリエーションの一環として、三味線、茶華道、生け花や民謡の先生を招き謝金を支払う事があります。これらは「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」に含まれていますので、源泉所得税を徴収をする必要があります。

たとえ招いた先生自身が道場や教室を経営しておらず、個人的にそれらをたしな む程度だとしても「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」に該当しますので、必 ず源泉所得税を徴収してください。

以上、病医院が支払う報酬に対する源泉所得税としてまとめてみました。

源泉徴収の対象となる報酬は多岐にわたっているため、本誌では取り上げてないものがたくさんありますが、基本は給与所得に該当するか、または「源泉所得税を徴収する必要がある報酬」に該当する報酬であるかの判断になります。

もし、報酬を支払う際に判断しづらいものがございましたら、何時でも当事務所にご 連絡下さい。

平成18年8月25日

西岡秀樹税理士事務所

http://www013. upp. so-net. ne. jp/nishioka/ 文 責 西岡秀樹